

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置  
法の一部を改正する法律要綱

### 第一 総量削減基本方針の記載事項の見直し

- 窒素酸化物総量削減基本方針及び粒子状物質総量削減基本方針（以下「総量削減基本方針」と総称する。
- ）の記載事項に窒素酸化物重点対策地区及び粒子状物質重点対策地区（以下「重点対策地区」と総称する。
- ）の指定に関する基本的な事項を追加すること。（第六条第二項第二号及び第八条第二項第二号関係）

### 第二 対策地域の見直しの申出

都道府県は、その区域のうちに窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域（以下「対策地域」と総称する。）の要件に該当しなくなったと認められる地域があるときは、当該地域を定める政令の改廃の立案について、環境大臣に対し、その旨の申出をすることができるものとする。（第六条第三項及び第八条第三項関係）

### 第三 重点対策地区に関する措置

- 一 都道府県知事は、対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（以下「自動車

排出窒素酸化物等」と総称する。）の総量の削減に資するため、総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物等による大気汚染が対策地域内の他の地区に比較して特に著しい地区であつて、当該地区の実情に応じた自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための対策（以下「重点対策」という。）を計画的に実施することが特に必要であると認める地区を、重点対策地区として当該対策地域内に指定することができるものとする。 （第十五条第一項及び第十七条第一項関係）

二 都道府県知事は、重点対策地区を指定したときは、窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画において、当該重点対策地区に関する重点対策を実施するための計画（以下「重点対策計画」という。）を定めなければならないものとする。 （第十六条第一項及び第十八条第一項関係）

#### 第四 特定建物の新設に関する届出等

一 重点対策地区内において、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建物で特定用途に供する部分の延べ面積が一定規模以上のもの（以下「特定建物」という。）の新設をする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。 （第二

十条第一項関係）

二 一の届出をした者に対する意見、勧告・公表等について所要の規定の整備を行うこと。（第二十四条、第二十五条及び第二十八条関係）

三 一の届出をした者は、その届け出たところにより、その特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならぬものとする。こと。（第二十六条第一項関係）

#### 第五 周辺地域内自動車を使用する事業者に関する措置

一 対策地域の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する特定の自動車（以下「周辺地域内自動車」という。）を一定台数以上特定の地区において運行する事業者は、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために計画的に取り組むべき措置であつて、周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を提出しなければならぬこととともに、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施に関し、都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。（第三十六条及び第三十七条関係）

二 都道府県知事は、判断基準を勘案して、一の事業者に対する指導及び助言をすることができるものとする。 (第三十八条関係)

三 一の事業者に対する勧告及び公表について所要の規定の整備を行うこと。 (第三十九条関係)

四 事業者は、その使用する周辺地域内自動車を対策地域内において運行する場合にあつては、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に基づく技術基準に適合したものを使用するように努めなければならぬものとし、また、対策地域内において、貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業を営む者に周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせる事業者は、その運送に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるように努めなければならぬものとする。 (第四十条関係)

## 第六 罰則

罰則について所要の規定を設けること。 (第五十条及び第五十二条関係)

## 第七 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一条関係)

二 政府は、総量削減基本方針において定める対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する目標の達成状況に応じ、第三から第五までの施行の状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)